

会津若松市食育ネットワーク規約

(名称)

第1条 本会の名称は、会津若松市食育ネットワーク(以下「本会」という。)と称する。

(目的)

第2条 本会は、会津若松市食育推進計画に掲げる目標である「こころとからだの元気なあいづっこ」に賛同し、その実現のため、本市における食育を推進する諸事業を展開することで、もって地域住民の健康増進と地域発展に寄与することを目的とする。

(組織)

第3条 本会は会津若松市保育所連合会、会津若松市幼児教育振興協会、会津若松市父母と教師の会連合会、会津若松市食生活改善推進協議会、福島県栄養士会会津支部の関係者(以下「会員」という。)並びに食育活動に協力の意思を持つ団体及び個人(以下「協力会員」という。)をもって組織する。

(事業)

第4条 本会は、第2条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1)食育を推進するための研修、活動等
- (2)地域での食育の取組みについての情報の収集及び発信
- (3)その他目的達成のために必要と認める事業

(役員)

第5条 本会の円滑な運営を図るため、次の役員を置く。

- 会長 1名
- 副会長 1名
- 理事 若干名
- 監事 2名

2 理事は、会員より選出する。

3 会長及び副会長は、理事の互選により選出する。

4 監事は、会員及び協力会員のうちから会長が指名する。

(役員の仕事)

第6条 会長は、本会の会務を総理し、本会を代表する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代理する。

3 理事は、会長及び副会長を補佐し、協議会の会務を執行する。

4 監事は、会計及び事業の執行状況を監査する。

(役員の仕事)

第7条 役員の仕事は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠により就任した者の仕事は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第8条 本会の会議は、総会及び役員会とし、会長が招集し、会議の議長となる。

2 総会は、次の事項を議決する。

- (1)規約の制定及び改廃
- (2)事業計画の策定
- (3)予算及び決算の承認
- (4)その他、重要事項

3 総会の議決は、出席した会員及び協力会員の過半数で決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。

4 役員会は、役員をもって組織し、次の事項について審議する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 事業計画及び歳入、歳出予算の変更
- (3) その他会長が必要と認める事項

5 役員会の議決については、第3項の規定を準用する。

(部会)

第8条 本会に次の部会を置く。

- (1) 研修部会
- (2) 食育活動実践部会
- (3) 食育活動広報部会

2 部会に部会長を置き、会長がこれを任免する。

3 部会長は、部会員を任命し、必要に応じて部会を開くことができる。

(事務局)

第9条 事務局は会津若松市健康増進課内に置く。

2 事務局長は健康福祉部健康増進課長をもってあてる。

(経費)

第10条 本会の経費は、負担金及びその他の収入等をもってこれにあてる。

(事業年度)

第11条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(委任)

第12条 この規約に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、平成24年2月21日(以下「本会設立の日」という。)から施行する。

(平成24年度の事業年度の特例)

2 第11条の規定にかかわらず、平成24年度の事業年度は、本会設立の日から平成25年3月31日とする。

(役員の任期の特例)

3 本会の設立の日において役員に選出された者の任期は、第7条の規定にかかわらず、本会設立の日から平成26年3月31日までとする。

(施行期日)

4 この規約は、平成28年6月15日から施行する。

(施行期日)

5 この規約は、平成29年4月21日から施行する。